

株式会社サン十字 ホームヘルプサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン十字が開設する株式会社サン十字ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 株式会社サン十字 ホームヘルプサービス
- (2) 所在地 山形県米沢市中田町 751-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。又、必要な事務を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 4名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 介護福祉士

1・2級課程

初任者研修

実務者研修修了者

合わせて8名以上

訪問介護員は、利用者宅に赴き、身体介護又は、生活援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りにする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。第1号訪問事業の時間帯は午前8時から午後6時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。尚、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、サービスに要した費用の利用者負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は事業所の見やすい場所に提示する事)

(1) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助・外出介助
- ⑤その他の必要な身体の介護

(2) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯・補修
- ③住居の掃除・整理整頓
- ④生活必需品の買物
- ⑤その他必要な家事

(3) キャンセル料 利用日の前日18時までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出があった場合、当日の利用料(自己負担相当額)の10%を請求する

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、米沢市、南陽市、高畠町、川西町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 高齢者虐待の発生・再発の防止のための委員会の開催、担当者も措置。
- (2) 従業員に対する研修の実施。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 職場におけるハラスメント防止のための研修および必要な措置を講じるものとする。
- 5 感染症の発生およびまん延等を予防・防止する観点から、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修および訓練の実施を行うものとする。
- 6 感染症や災害が発生した場合であっても、業務が継続的に提供できる体制づくりのため、計画を策定し研修および訓練の実施を行うものとする。
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社サン十字と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 事業者は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、契約終了後5年間保管するものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。	(平成12年11月1日改定)
この規程は、平成12年11月1日から施行する。	(平成13年12月1日改定)
この規程は、平成13年12月1日から施行する。	(平成14年3月1日改定)
この規程は、平成14年3月1日から施行する。	(平成14年3月15日改定)
この規程は、平成15年4月1日から施行する。	(平成15年4月1日改定)
この規程は、平成15年11月1日から施行する。	(平成15年11月1日改定)
この規程は、平成16年4月21日から施行する。	(平成16年4月21日改定)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。	(平成18年4月1日改定)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。	(平成19年4月1日改定)
この規程は、平成19年8月21日から施行する。	(平成19年8月21日改定)
この規程は、平成20年9月1日から施行する。	(平成20年9月1日改定)
この規程は、平成21年2月1日から施行する。	(平成21年2月1日改定)
この規程は、平成23年2月21日から施行する。	(平成23年2月21日改定)
この規程は、平成25年5月21日から施行する。	(平成25年5月21日改定)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。	(平成26年4月1日改定)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。	(平成27年4月1日改定)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。	(平成29年4月1日改定)
この規程は、平成29年12月21日から施行する。	(平成29年12月21日改定)
この規程は、平成30年2月1日から施行する。	(平成30年2月1日改定)
この規程は、平成31年3月1日から施行する。	(平成31年3月1日改定)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。	(令和元年10月1日改定)
この規程は、令和2年10月21日から施行する。	(令和2年10月21日改定)
この規程は、令和3年5月21日から施行する。	(令和3年5月21日改定)
この規程は、令和6年3月1日から施行する。	(令和6年3月1日改定)
この規程は、令和6年8月7日から施行する。	(令和6年8月7日改定)
この規程は、令和7年6月21日から施行する。	(令和7年6月21日改定)
この規程は、令和7年9月1日から施行する。	(令和7年9月1日改定)

株式会社サン十字 ホームヘルプサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン十字が開設する株式会社サン十字ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 株式会社サン十字 ホームヘルプサービス長井
- (2) 所在地 山形県長井市栄町4番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。又、必要な事務を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 介護福祉士

1・2級課程

初任者研修

実務者研修修了者

合わせて4名以上

訪問介護員は、利用者宅に赴き、身体介護又は、生活援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りにする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。第1号訪問事業の時間帯は午前8時から午後6時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。尚、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、サービスに要した費用の利用者負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準（=介護報酬告示）は事業所の見やすい場所に提示する事)

(1) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助・外出介助
- ⑤その他の必要な身体の介護

(2) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯・補修
- ③住居の掃除・整理整頓
- ④生活必需品の買物
- ⑤その他必要な家事

(3) キャンセル料 利用日の前日18時までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出があった場合、当日の利用料（自己負担相当額）の10%を請求する

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長井市、南陽市、白鷹町、飯豊町、川西町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 高齢者虐待の発生・再発の防止のための委員会の開催、担当者も措置。
- (2) 従業員に対する研修の実施。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 職場におけるハラスメント防止のための研修および必要な措置を講じるものとする。
- 5 感染症の発生およびまん延等を予防・防止する観点から、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修および訓練の実施を行うものとする。
- 6 感染症や災害が発生した場合であっても、業務が継続的に提供できる体制づくりのため、計画を策定し研修および訓練の実施を行うものとする。
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社サン十字と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 事業者は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、契約終了後5年間保管するものとする。

附則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

この規程は、平成26年1月21日改定

この規程は、平成26年5月1日改定

この規程は、平成26年5月21日改定

この規程は、平成26年12月1日改定

この規程は、平成27年8月1日改定

この規程は、平成29年6月1日改定

この規程は、平成30年2月1日改定

この規程は、令和元年10月1日改定

この規程は、令和2年4月1日改定

この規程は、令和2年9月1日改定

この規程は、令和5年5月21日改定

この規程は、令和6年3月1日改定

この規程は、令和6年8月7日改定

この規程は、令和7年6月21日改定

この規程は、令和7年9月1日改定